

2015年(平成27年)8月18日

No.430

ご家庭にも
お持ち帰り
下さい!

日野自動車
健康保険組合

http://www.hinokenpo.or.jp

平成26年度決算のお知らせ

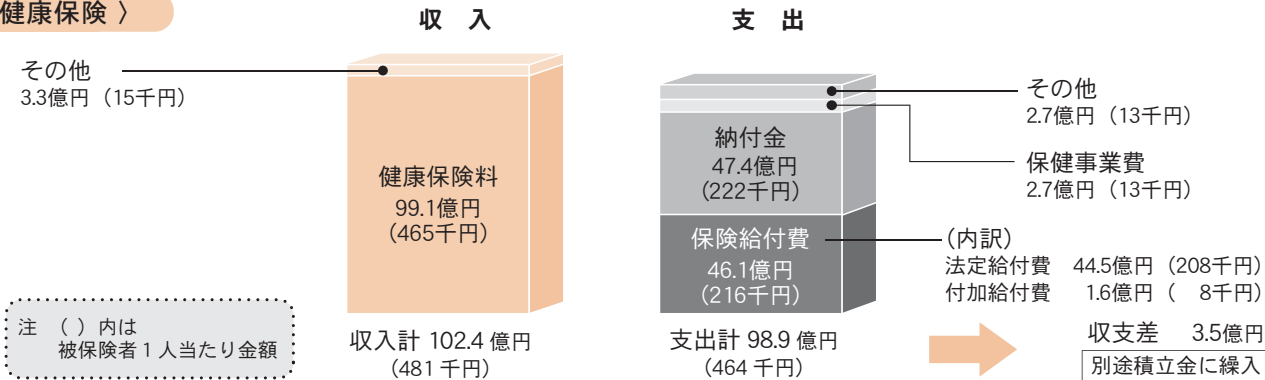
平成26年度収入支出決算が7月21日開催の組合会にて承認されました。

【平成26年度決算の概要】

母体企業の業績好調に伴い、被保険者数、標準報酬月額、標準賞与額いずれも増加し、保険料収入は増額となった。一方、支出は保険給付費が約3%増加、高齢者医療納付金は約3%の減少となった。健康保険の収支残高は、約3.5億円の黒字となった。

高齢者医療の為に国から請求される納付金は支出の48%を占める。国民皆医療保険制度の中心的役割を果たしている健康保険組合にとって異常な状況が続いている。国に対し、医療費の適正化・世代間の負担の公平化などの問題点を健康保険組合連合会を通じ訴えている。

〈健康保険〉



〈介護保険〉

介護保険料	8.1億円 (87千円)	介護納付金	8.1億円 (87千円)	収支差 0億円
収入計	8.1億円 (87千円)	支出計	8.1億円 (87千円)	

表面の印字が消えてしまった「保険証」は交換します

保険証は、長く使用することによって表面の印字が消えてしまうことがあります。印字が消えてしまった保険証では、医療機関で確認ができないこともありますので、保険証の文字が読みにくくなった場合には、再交付申請を行ってください。

- (注) ・保険証を財布に入れる場合には、キャッシュカードなど凹凸のあるカードと重ねて保管することは避けてください。
・裏面のみ印字が消えている場合は、そのまま使用してください。

- ◎提出書類： 健康保険被保険者証滅失・き損届 再交付申請書
保険証
◎提出先：各事業所(勤務先)健康保険担当者
◎手数料：無料

第12回 ウォーキングキャンペーンのお知らせ

今年度は北海道・函館からスタートし、札幌、旭川を経由して釧路湿原を目指します(427km)。大自然と名所を思い描きながら日常生活の歩数をカウントして記録を提出してください。その歩数に応じて賞品をプレゼントします。

生活習慣病予防には日々の適度な運動が効果的といわれています。このキャンペーンを機会に健康的な生活習慣を身につけましょう。



期 間 10月1日(木)~11月30日(月) (61日間)

目 標 1日1万歩、61日間で61万歩、歩きましょう

対 象 者 被保険者と被扶養の配偶者

参加方法 ・ご参加される方にはツール(記録表、歩数計)を配付いたしますので、下段の申込書に必要事項を記入の上、8月31日(月)までに健康保険組合に提出してください。

(ツールの説明)

記録表：期間中の歩数記録用紙です。ウォーキングマップに1万歩歩くごとに1マス塗りつぶしていくと、2か月・61万歩でゴールできます。

記録表は下段の申込書で申込みしてください。また、日野自動車健保のホームページからダウンロードもできますので、ご自宅でプリントした記録表を使用しても結構です。

(日野自動車健保ホームページのトップページに掲載中です [日野自動車健康保険組合](#) [検索](#))

歩数計：廉価版の電池付歩数計です。前回参加された方は前回の歩数計を使用してください。(前回の歩数計の電池とは異なりますので、電池切れの場合は各自でご用意ください。)また、スマートフォンや携帯電話の歩数カウントでも結構です。歩数計が必要な方は下段の申込書で申込みしてください。

記録表の提出方法 12月16日(水)までに記録表を日野自動車健保へ提出してください。

表 彰 目標達成の方には「達成賞」、目標まであと一歩の方には「努力賞」の素敵なプレゼントを差し上げます。

共 催 日野自動車株式会社・日野自動車労働組合

送付先：日野自動車健康保険組合

(日野自動車の社内便で送る場合は、封筒に入れA61へお願いします)

第12回 ウォーキングキャンペーン 記録表、歩数計申込書

(記録表をご自宅でプリントする方、および歩数計の必要ない方は申込不要です)

保険証記号・番号	事業所名・所属名	社内便干(※)
12 -	(外線番号) (内線番号)	
被保険者氏名		
必要なものに○を してください	記録表 (1枚で2名分記録できます)	
	歩数計 1個 2個 (電池のみの配付は行いません)	

※日野自動車 社内便を利用する方は社内便干を必ず記入してください

健康保険料が変わりません（10月控除分より）

健康保険組合の事業は、保険料によって運営されています。この保険料は、毎月の給料に応じてみなさんと会社が一定の比率で負担しています。

保険料計算の基準となる標準報酬月額

健康保険の保険料は、給料を一定の幅で47等級に区分した「標準報酬月額」をもとに決まります。この金額に一定の割合の「保険料率」を掛けたものが皆さんの毎月の保険料です。

※給料には、基本給だけでなく、各種手当（残業・通勤・親族手当など）や現物での給付（食券、社宅など）も含まれます。

標準報酬月額の決定時期

標準報酬月額は、毎年1回、4・5・6月の3ヶ月間の給料の平均によって決まり、その年の9月から翌年の8月までの保険料の計算の基礎となります。保険料は、翌月の給料から控除することになっているため、9月分の保険料は10月に支給される給料から控除されます。

給料が大幅に変動したとき

昇（降）給などで大幅な給料の変動があったとき（2等級以上の増減）には、随時に見直しが行われます。変動月以降の継続した3ヶ月間の給料をもとに、4ヶ月目から標準報酬月額を改定します。変動月とは、実際に昇（降）給などの支払いがあった月のことです。

たとえば、4月に昇給があっても、4月分の昇給差額が5月に支払われた場合、変動月は5月になり、5・6・7月の給料の平均（4月分の昇給差額を差し引いた金額）によって保険料が決まります。この場合、8月分の保険料（9月に支給される給料）から改定され、翌年の8月まで適用されます。

賞与保険料

賞与は標準報酬月額の対象にはなりません。賞与支給月に標準賞与額（賞与額の1,000円未満を切り捨てた額）に保険料率を乗じた額を納めていただきます。

保険料算出方法 **健康保険料 = 標準報酬月額 × 健康保険料率**

保険料率（H27.3.1～適用）

※介護保険料は、40～64歳の方のみ対象

	健康保険料 90/1000	介護保険料 ※ 13/1000
被保険者負担 (本人)	37.9/1000	6.5/1000
事業主負担 (会社)	52.1/1000	6.5/1000

例えば 標準報酬月額32万円の場合

健康保険料 320,000円 × 90/1000 = 28,800円
 本人負担分 320,000円 × 37.9/1000 = 12,128円
 会社負担分 320,000円 × 52.1/1000 = 16,672円

(参考) 保険料の計算のもとになる標準報酬月額と保険料

標準報酬 等級	報酬月額	健康保険料			介護保険料				
		被保険者	事業主	計	被保険者	事業主	計		
1	58,000	～ 63,000 ^{円未満}		2,198	3,022	5,220	377	377	754
2	68,000	63,000	～ 73,000	2,577	3,543	6,120	442	442	884
20	260,000	250,000	～ 270,000	9,854	13,546	23,400	1,690	1,690	3,380
21	280,000	270,000	～ 290,000	10,612	14,588	25,200	1,820	1,820	3,640
22	300,000	290,000	～ 310,000	11,370	15,630	27,000	1,950	1,950	3,900
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	43,585	59,915	103,500	7,475	7,475	14,950
47	1,210,000	1,175,000 ^{円以上}		45,859	63,041	108,900	7,865	7,865	15,730

※一覧表はけんぽにゅーす3月号（No.425）に掲載しています。

保養所<ひの・那須プラト>年末年始宿泊分の予約開始は9月1日からです

冬休み中のご旅行に是非ご利用ください。

<申込期間>12月利用分、特定期間（12/30～1/3）利用分の申込受付がまもなく始まります。

日野健保の優先予約期間中に是非お申込みください。

申込期間	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	利用月
通常期間 に利用する場合		25日 (日野健保の優先予約期間)			利用日の3日前迄
	利用月の4ヶ月前の25日から先着順で申込受付(例:12/1の宿泊は8/25から申込受付開始)				
特定期間に 利用する場合	(12月の例)	※9/1～7に FAX申込→抽選 (日野健保の優先予約期間)			特定期間中の利用 利用日:12/30～1/3
	特定期間に利用する場合は3ヶ月前の1日から1週間以内に申込(申込み多数時は抽選)				

<お申込・お問合せ先>

お申込、空室状況、お問合せ先 → リソル予約センター TEL: 0120-258-330 FAX: 03-6758-5520

- ・TELで申込み、お問合せ時には、保険証を用意して、日野自動車健康保険組合の組合員であることを教えてください。
- ・FAXでお申込み時には、「ひの・那須プラトー利用申込書」をご使用ください。
(健保ホームページ または HIDOCS(日野自動車)に掲載しています)

<ひの・那須プラトーカレンダー>

9月							10月							11月							12月、1月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5				6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31	1	2	
																					3	4						

保険証の扱いは大切にしましょう

保険証はみなさんが健康保険に加入していることを示す身分証明書です。そして、医療機関にかかるとき、医療費の自己負担分の軽減や必要な治療を受けるための大切なものです。

万が一紛失した場合、他人が身分証明書として悪用し、トラブルが起きるおそれもあります。保険証はクレジットカードのように使用を差し止めることができませんので、取扱いには十分ご注意ください。

保険証をなくしたら、すぐに警察と健康保険組合に連絡してください。

こんなときは	提出期限	提出書類
保険証をなくしたとき	ただちに	「健康保険被保険者証滅失届・再交付申請書」に再交付手数料500円を添えて提出
保険証をき損したとき	ただちに	「健康保険被保険者証滅失届・再交付申請書」にき損したカードを添えて提出
被扶養者に異動があったとき (子供が生まれたときなど)	5日以内に	「被扶養者(異動)届」に証明書類(住民票等)を添えて提出
被扶養者に異動があったとき (家族が就職したときなど)	5日以内に	「被扶養者(異動)届」に対象となる家族の保険証と証明書類(就職先の保険証(写)等)を添えて提出
被保険者の氏名に変更があったとき	5日以内に	「氏名変更届」に被保険者および被扶養者全員の保険証を添えて提出
被保険者が退職したとき	5日以内に	被保険者および被扶養者全員の保険証を返却

提出先: 各事業所(勤務先)健康保険担当者